

特定施設整備項目表（チェックリスト）

【建築物】記入例

整備項目	整備基準	誘導基準	適否の判定を記入してください。	
			整	誘
(1) 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、その他の出入口は90cm以上。	○	
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。		
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。		項目が該当しない場合は斜線を記入してください。	○
(4) 音声誘導装置等	—	視覚障がい者の利用が多い施設の直接地上へ通ずる出入口の1以上には、音声誘導装置等を設ける。		—
備考				

注意：1 「1出入口」のページは、整備項目表の表紙を兼ねているため、該当の有無にかかわらず添付して下さい。  
2 この記入例のページは提出書類に添付しないでください。

## 特定施設整備項目表(チェックリスト)

## 【建築物】

## &lt;記入要領&gt;

- 該当する整備箇所の表に記入して提出書類に添付してください。なお、該当しない整備箇所のページは添付を省略することができます。
- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
 

【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることができが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

## 1 出入口 a(建物出入口、駐車場出入口)

(1)直接地上又は駐車場へ通ずる出入口			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	それぞれ1以上の出入口は下記に定める構造とする。	出入口は、下記に定める構造とする。ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	— —
(1) 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、他の出入口は90cm以上。	
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左	
(4) 音声誘導装置等	—	視覚障がい者の利用が多い施設の直接地上へ通ずる出入口の1以上には、音声誘導装置等を設ける。	—
備考			

## 1 出入口 b(各室の出入口)

(2)不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	1以上の出入口は下記に定める構造とする。	出入口は、下記に定める構造とする。ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	— —
(1) 出入口の幅員	[宿泊施設及び共同住宅等以外のもの。ただし、車椅子使用者用客室(※1)には適用する。] ・有効幅員80cm以上。	[宿泊施設及び共同住宅等以外のもの。ただし、車椅子使用者用客室(※1)には適用する。] ・有効幅員90cm以上。	
	[宿泊施設(車椅子使用者用客室は除く)及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの] ・内り80cm以上。	[宿泊施設(車椅子使用者用客室は除く)及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの] ・内り85cm以上。	
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造とする。	
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左	
備考	※1 宿泊施設の車椅子使用者用客室の出入口は、「13客室」の整備項目表にも記入する。		

## 2 廊下等（共同住宅等は共用のものに限る）（・レイアウト未定・テナント未定）

廊下等全般			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
(2) 段	段を設ける場合、「4階段」に定める構造とする。 (※4階段の整備項目表に記入する。)	同左	
直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場出入口から各室の出入口に至る経路			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	1以上の経路は下記に定める構造とする。 共同住宅にあっては、(3), (5)～(7)に定める構造とする。 「5エレベーター」の①, ②に定める構造のエレベーターが設けられている場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含む。	経路は下記に定める構造とする。 自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等にあっては、(3), (6)～(9)に定める構造とする。	— —
(3) 有効幅員	120cm以上。 ただし、小規模な建築物で車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分を設ける等により、車椅子使用者の通行に支障がないと認められる場合は、90cm以上とすることができる。	180cm(廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことができる構造の部分を設ける場合は140cm)以上。	
(4) 末端付近の構造	車椅子の転回に支障のないものとする(共同住宅等は除く)。	—	—
(5) 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設ける。	—	—
(6) 高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」に定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※3傾斜路の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	同左	
(7) 出入口に接する部分	出入口並びに「5エレベーター」の①, ②に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する床面は水平とする。	出入口並びに「5エレベーター」の①又は④に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する床面は水平とする。	
(8) 壁面	—	突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずる。	—
(9) 休憩設備	—	施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設ける。	—
道等から視覚障がい者用案内設備までの経路			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(10) 視覚障がい者誘導用ブロック等 ※1	1以上の経路(視覚障がい者に配慮された構造のエレベーターの昇降路を含む)は、下記に定める視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注1) ただし、以下の場合には、この限りでない。 ①出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合。 ②その他誘導上支障のない場合。 ③建築物の立地状況若しくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合。	下記に定める視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注2) ただし、以下の場合は、この限りでない。 ①出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合。 ②その他誘導上支障のない場合。	
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)	
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左	
備考	※1 視覚障がい者誘導用ブロックの色、大きさは、「10視覚障がい者誘導用ブロック等」による。		

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注2)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く

注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注4)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

### 3 傾斜路

【2廊下等 / 7駐車場 / 8敷地内の通路 / 11客席及び舞台】

↑※該当する項目に○をつける。

【2廊下等】の傾斜路及びその踊場			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	こう配が1/25以下の場合は、傾斜路として取り扱わない。	同左	— —
(1) 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)	
(2) こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/12以下。	
(3) 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左	
(4) 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。	
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。	
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。	
形状	握りやすい形状とする。	同左	
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左	
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—
(5) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
(6) 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)	
(7) 点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する。注3) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途により整備が必要でない、若しくは適当でない場合。 ②傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。 ③高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の場合	同左 注4)	
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注1)	同左 注2)	
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左	
(8) 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—
備考			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注4)自動車車庫及び共同住宅等を除く

【7駐車場 8敷地内の通路 11客室又は舞台】の傾斜路及びその踊場			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	こう配が1/25以下の場合は、傾斜路として取り扱わない。	同左	— —
(1) 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)	
(2) こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/15以下。 「11客室及び舞台」の場合は1/12以下。	
(3) 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左	
(4) 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。	
設置	原則として連続して設ける。	連続して設ける。	
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。	
形状	握りやすい形状とする。	同左	
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左	
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—
(5) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
(6) 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)	
(8) 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—
備考			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注4)自動車車庫及び共同住宅等を除く

## 4 階段

## 【 2廊下等 / 4階段 / 8敷地内の通路 】

↑※該当する項目に○をつける。

直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主要な階段(共同住宅等にあっては共用のものに限る)			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	共同住宅等にあっては共用のものに限る。 共同住宅等で、「5エレベーター」の①、②に定める構造のエレベーターが設けられている場合は適用しない。	—	— —
(1) 幅員	内のり120cm以上。 注1)	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。	
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。	
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。	
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。	
形状	握りやすい形状とする。	同左	
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左	
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。	
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
(5) 階段の識別			— —
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 注2)	同左 注3)	
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左	
(6) 点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。 注4) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途(視覚障がい者の利用がない通常の老人ホームなど)により整備が必要でない若しくは適当でない場合 ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。 注5) ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場は、この限りでない。	
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。 注2)	同左 注3)	
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左	
(7) けあげ、踏面の寸法	—	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	—
(8) 認知症の人にもやさしいデザイン			— —
標識の掲示	—	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。 注6)	—
備 考	※1 手すり:1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。		

注1)用途面積が300m<sup>2</sup>未満の建築物又はエレベーター等が設けられ、もしくは当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じている建築物を除く。

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

注4)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注5)自動車庫及び共同住宅等を除く。

注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

【2廊下等】に段を設ける場合			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	共同住宅等にあっては共用の者に限る。	—	— —
(1) 幅員	内のり120cm以上。注1)	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。	
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。	
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。	
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。	
形状	握りやすい形状とする。	同左	
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左	
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。	
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
(5) 階段の識別			— —
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)	
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左	
(6) 点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注4) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途(視覚障がい者の利用がない通常の老人ホームなど)により整備が必要でない若しくは適当でない場合 ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注5) ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場は、この限りでない。	
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注2)	同左 注3)	
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左	
(7) けあげ、踏面の寸法	—	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	—
(8) 認知症の人にもやさしいデザイン			— —
標識の掲示	—	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	—
備 考	※1 手すり：1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。		

注1)用途面積が300m<sup>2</sup>未満の建築物又はエレベーター等が設けられ、もしくは当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じている建築物を除く。

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

注4)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注5)自動車庫及び共同住宅等を除く。

注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

【8敷地内の通路】に段を設ける場合			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(1) 幅員	-	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。	
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。	
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。	
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。	
形状	握りやすい形状とする。	同左	
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左	
点字表示	-	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	-
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。	
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
(5) 階段の識別			- -
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 注2)	同左 注3)	
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左	
(7) けあげ、踏面の寸法	-	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	-
(8) 認知症の人にもやさしいデザイン			- -
標識の掲示	-	階段がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	-
備考	※1 手すり：1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。		

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 5 エレベーター

①不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物に設けるエレベーター			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点  ※施設整備マニュアル改訂版 2025年のp92「整備基準の対象 区分早見表」を参照	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階を有する下記の施設には、当該階に停止する1以上の下記に定める構造のエレベーターを設ける。</p> <p>ただし、当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>〈Aタイプ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等施設、共同住宅等、自動車庫並びに事務所及び工場を除くその他の特定建築物：           <ul style="list-style-type: none"> <li>用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上又は階数が2以上</li> <li>・事務所及び工場：               <ul style="list-style-type: none"> <li>用途面積の合計(工場にあっては作業場を除く)が5,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が2以上</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>上記施設は、(1)～(13)を適用する。</p> <p>〈Bタイプ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等施設(学校教育法第1条に規定する学校)：       <ul style="list-style-type: none"> <li>用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が3以上</li> </ul> </li> <li>・学校等施設(上記を除く)：       <ul style="list-style-type: none"> <li>用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が5以上</li> </ul> </li> <li>・自動車庫：       <ul style="list-style-type: none"> <li>用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が2以上</li> </ul> </li> <li>・事務所及び工場：       <ul style="list-style-type: none"> <li>用途面積の合計(工場にあっては作業場を除く)が2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満かつ階数が2以上のもの</li> </ul> </li> </ul> <p>上記施設は(1)～(6), (8), (9), (11), (13)を適用する。</p> <p>〈Cタイプ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅等で用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が5以上のものは、(1), (2), (4), (5), (8), (9), (11), (13)を適用する。</li> </ul> <p>※当該対象施設のうち、床面積2,000m<sup>2</sup>未満の建築物で、次の表②【小規模1】、③【小規模2】に定める構造のエレベーターが設けられている場合は、下記の構造は適用しない。</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階を有する建築物には、当該階に停止する1以上の下記(1)～(14)に定める構造のエレベーターを設ける。</p> <p>ただし、学校施設及び共同住宅等にあっては、(1)～(6), (8), (9), (11), (13)を適用する。</p>	— —
(1) かごの幅	内のり140cm以上。ただし、共同住宅等は、105cm以上、床面積1.59m <sup>2</sup> 以上。	内のり160cm以上。ただし、共同住宅等は、140cm以上、床面積1.83m <sup>2</sup> 以上。	
(2) かごの奥行き	内のり135cm以上。	内のり135cm以上(共同住宅等でかご内にトランクが設けられている場合は、トランクを含めたかごの奥行きは、内のりを200cm以上)。	
(3) かごの形状	平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。	同左	
(4) かご内の表示装置	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。	同左	
(5) かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すりを設ける。	同左	
(6) 昇降方向の表示装置	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	同左	
(7) かご内の音声装置	かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。	同左	
(8) 出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを90cm以上(共同住宅等は80cm以上)。	
(9) 車椅子使用者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。	同左	
(10) 視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	同左	
(11) 乗降ロビーの幅及び奥行き	それぞれ内のりを150cm以上。	それぞれ内のりを180cm以上。	
(12) 乗降ロビーの音声装置	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合はこの限りでない。	同左	

(13) 標識の掲示	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示する。	同左		
(14) 設置位置	—	エレベーターは、主要な廊下等に近接した位置に設ける	—	
(15) 認知症の人にもやさしいデザイン 標識の掲示	—	エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
	—		—	
備考				

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

②上記①の表の施設のうち、階数が5以上で床面積2,000m <sup>2</sup> 未満の場合			【小規模1】	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	高齢者、障がい者等に配慮した構造は、下記に定める標準的な整備内容とする。	—	—	—
(2) かごの奥行き	車椅子使用者が利用可能な構造とする。※1	—	—	—
(5) かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すり(車椅子が乗り込むのに支障がないものを1以上)を設ける。	—	—	—
(8) 出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを90cm以上(共同住宅等は80cm以上)。	—	—
(9) 車椅子使用者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。	—	—	—
(10) 視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、必要に応じて視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	—	—	—
(15) 認知症の人にもやさしいデザイン 標識の掲示	—	エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
			—	
備考	※1 施設整備マニュアル改訂版2025のp99の表を参照			

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

③上記①の表の施設のうち、階数が4以下で床面積が2,000m <sup>2</sup> 未満の場合			【小規模2】	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	高齢者、障がい者等に配慮した構造は、下記に定める標準的な整備内容とする。	—	—	—
(5) かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すり(車椅子が乗り込むのに支障がないものを1以上)を設ける。	—	—	—
(8) 出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを90cm以上(共同住宅等は80cm以上)。	—	—
(10) 視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、必要に応じて視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	—	—	—
(15) 認知症の人にもやさしいデザイン 標識の掲示	—	エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
			—	
備考				

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

④上記①の表に定める構造のエレベーター以外のもの(例:2台目以上のエレベーター)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	—	共同住宅等は、(1), (2), (4), (6), (8), (11) 及び(13)に定める構造とする。	—	—
(1) かごの幅	—	内のり140cm以上。ただし、共同住宅等は、105cm以上、床面積1.59m <sup>2</sup> 以上。	—	
(2) かごの奥行き	—	内のり135cm以上。	—	
(3) かごの形状	—	平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。	—	
(4) かご内の表示装置	—	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。	—	
(6) 昇降方向の表示装置	—	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	—	
(8) 出入口の幅員	—	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80cm以上。	—	
(11) 乗降ロビーの幅及び奥行き	—	それぞれ内のりを150cm以上。	—	
(13) 標識の掲示	—	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示する。	—	
(15) 認知症の人にもやさしいデザイン 標識の掲示	—	エレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。(注1)	—	—
備 考				

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 6 便所 a(福祉型便房)

不特定かつ多数の者が利用する便所(福祉型便房)			チェック 整 誘
整備項目	整備基準	誘導基準	
留意点	「建築物移動等円滑化基準対象建築物」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条に規定する特別特定建築物かつ用途面積2,000m <sup>2</sup> 以上を対象とする。	-	- -
(1) 必要数			- -
建築物移動等円滑化基準対象建築物	不特定多数利用便所を設ける階において、当該便所の1以上に、下記に定める基準に適合する福祉型便房を1以上(男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。)設ける。ただし、令和6年国土交通省告示第1074号第5号に規定する国土交通大臣が定める場合は、この限りではない。※1	「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合で定める必要数に相当する数の「不特定かつ多数の者が利用する便所」を設け、当該便所内に、下記に定める基準に適合する福祉型便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。ただし、令和6年国土交通省告示第1294号に規定する国土交通大臣が定める場合においてはこの限りではない。	
10,000m <sup>2</sup> を超える階の福祉型便房の必要数	[当該階の床面積が10,000m <sup>2</sup> を超える階] ・2以上 [当該階の床面積が40,000m <sup>2</sup> を超える階] ・当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上		
建築物移動等円滑化基準対象建築物以外	便所を設ける場合においては、下記に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 ただし、公衆便所で安全管理上に定める基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。		
(2) 便房の構造	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。注1)	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。	
(3) 有効幅員	福祉型便房の出入口及び便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。	同左	
(4) ドアの構造	福祉型便房の出入口又は福祉型便房がある便所の出入口にドアを設ける場合は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。	同左	
(5) 標識の掲示	福祉型便房のある便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左	
(6) 設置位置	—	福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設ける。 ただし、福祉型便房のない便所に腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合は、この限りでない。	-
(7) 便器	腰掛便座を設ける。	—	-
(8) 手すり	手すりを設ける。	—	-
(9) ベビーベッド等及びベビーチェア	ベビーベッド等及びベビーチェアを設ける場合は「6便所〈共通〉」による。注2)	同左	
(10) オストメイトのための設備	オストメイトのための設備を設ける場合は「6便所〈共通〉」による。注3)	同左	
(11) 大型ベッド	福祉型便房を設ける場合においては、必要に応じて、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッド(長さ120センチメートル以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう。以下同じ。)を設ける。注4) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。	福祉型便房を設ける階においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設ける。注5) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。	
(12) 認知症の人にもやさしいデザイン			- -
便房の構造	—	床と壁との色の明度差を確保する。注6)	-
標識の掲示	—	福祉型便房がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	-
ドアの構造	—	出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保する。注6)	-

便器等	—	便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。注6)	—
	—	便器に設ける手すりと壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)等との色の明度の差を確保する。注6)	—
備考	※1 施設整備マニュアル改訂版2025のp105~106の必要数の例を参照		

- 注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考3を参照  
 注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考4を参照  
 注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考5を参照  
 注4)別表第2整備基準 1建築物の表 備考6を参照  
 注5)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考1を参照  
 注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 6 便所 b(一般便所)

不特定かつ多数の者が利用する便所(一般便所)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 必要数 建築物移動等円滑化基準対象建築物	下記に定める基準に適合する不特定多数利用便所を不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設ける。 ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階については、この限りではない。	—	—	—
設置位置 建築物移動等円滑化基準対象建築物以外	不特定多数利用便所は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数者等が不特定利用便所を利用する上で支障がない位置に設ける。	—	—	—
建築物移動等円滑化基準対象建築物以外	便所を設ける階には、下記に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ以上)設ける。 ただし、上記の表に定める基準に適合する福祉型便房が設けられる階には、この限りでない。	—	—	—
(2) 便房の構造	腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房を設ける。	—	—	—
(3) 有効幅員	便所の出入口は有効幅員80cm以上。 便房の出入口は有効幅員65cm以上。	—	—	—
(4) ドアの構造	便所の出入口にドアを設ける場合は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	—	—	—
(5) 男性用小便器	小便器のある便所を設ける階では、床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設ける。	小便器のある便所を設ける階では、便器の前面及び両側に手すりを配置した床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設ける。	—	—
(6) ベビーベッド等及びベビーチェア	ベビーベッド等及びベビーチェアを設ける場合は「6〈共通〉」による。	同左	—	—
(7) オストメイトのための設備	オストメイトのための設備を設ける場合は「6便所〈共通〉」による。	同左	—	—
(9) 認知症の人にもやさしいデザイン	—	床と壁との色の明度差を確保する。注6)	—	—
便房の構造	—	出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保する。注6)	—	—
ドアの構造	—	男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注6)	—	—
標識の掲示	—	便器と床及び壁との色の明度の差を確保することとし、男性用小便器においては、設置面と床との明度の差を確保すること。注6)	—	—
便器等	—	手すりと壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。注6)	—	—
備考				

注6)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 6 便所〈共通〉

便所に設けるベビーベッド等			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(7) ベビーベッド等及びベビーチェア	<p>便所を設ける場合は、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注1)</p> <p>便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p> <p>ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りでない。</p>	<p>便所を設ける場合は、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。</p> <p>便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p> <p>ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りでない。</p>	
(8) オストメイトのための設備	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、次に定めるオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)のための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注2)</p> <p>便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p> <p>ア 洗浄機能付き汚物流し</p> <p>イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)</p> <p>ウ 荷物を置くための棚その他の設備</p> <p>エ 水石けん入れ</p> <p>オ 紙巻器</p> <p>カ 汚物入れ</p> <p>キ 2以上の衣服をかけるための金具等</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。</p> <p>便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。</p>	
備考			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考4を参照

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考5を参照

## 7 駐車場

車椅子使用者用駐車施設			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	不特定かつ多数の者が利用する駐車場及び「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」第7条第3項に基づく共同住宅等の車椅子使用者のための駐車場を設ける駐車施設に適用する。	-	-	-
(1) 必要数	<p>[全駐車台数(※1)200台以下の場合] ・全駐車台数×1/50以上</p> <p>[全駐車台数(※1)200台を超える場合] ・(全駐車台数×1/100)+2以上 ※端数は全て切り上げる。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、上記の規定は適用しない。            ①機械式駐車場等であり、かつ出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所が1箇所以上設けられている場合            ②機械式駐車場等及び当該機械式駐車場以外の駐車場等を設ける場合で以下を満たすもの            ア)機械式駐車場等の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所が1箇所以上設けられている            イ)機械式駐車場等に設ける駐車施設の数及び駐車場等に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計が次の区分に応じて定める数以上設けられている            a.駐車施設の総数が200以下の場合            当該駐車施設の総数に100分の2を乗じて得た数            b.駐車施設の総数が200を超える場合            当該駐車施設の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。            ③建築物の増築等を行う場合で、車椅子使用者用駐車施設を次の区分に応じて定める数以上設ける場合            ア)当該増築部分等に係る部分に駐車場を設ける場合は次の区分に応じて定める数            a.駐車施設の総数が200以下の場合            当該駐車施設の総数に100分の2を乗じて得た数            b.駐車施設の総数が200を超える場合            当該駐車施設の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。            イ)当該増築部分等に係る部分に駐車場を設けない場合は1</p>	・全駐車台数(※1)×1/50以上 ※端数は全て切り上げる。		
(2) 設置位置	駐車場へ通じる建物の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設ける。	同左		
(3) 駐車施設の幅等	車椅子使用者用駐車施設の幅は350cm以上。	同左		
(4) 駐車区画の表示	車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示する。 ただし、全駐車台数が5未満の駐車場はこの限りでない。	車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示する。		
(5) 駐車施設の表示	-	道路から駐車場に通ずる出入口に車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示する。	-	
(6) 駐車場の出入口までの通路	車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、「8敷地内の通路」の(1)及び(3)から(5)までに定める構造とする。 (※「8敷地内の通路」の整備項目表に記入する。)	同左		
(7) 認知症の人にもやさしいデザイン 標識の掲示	-	駐車場がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	-	-
備考	※1 駐車場を2以上設ける場合は当該駐車場に設ける駐車施設の総数			

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 8 敷地内の通路

敷地内の通路全般			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左	
(2) 段	段を設ける場合は、「4階段」の(2)から(5)までに定める構造とする。 (※「4階段」の整備項目表に記入する。)	段を設ける場合は、「4階段」の(1)から(5)及び(7)に定める構造とする。 (※「4階段」の整備項目表に記入する。)	— —
直接地上へ通ずる建物の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路 【建物出入口～道等】【建物出入口～車椅子使用者用駐車施設】			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	適用箇所の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	— —
(3) 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。	
(4) 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設ける。	—	—
(5) 高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)及び(3)から(6)並びに(8)(ただし、こう配は1/15以下)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	— —
道等から視覚障がい者用案内設備までの敷地内の通路			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。注1) ただし、建築物の立地状況又は用途から当該構造とすることが必要でない又は適当でないと認められる場合には、この限りでない。	全ての通路は下記に定める構造とする。注2)	— —
(6) 視覚障がい者誘導用ブロック等	視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注1)	同左 注2)	
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)	
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左	
(7) 点状ブロック等	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に敷設する。	同左	
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)	
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左	
敷地内の通路に設ける排水溝の蓋			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(8) 蓋の構造	排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	同左	
備考			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注2)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く

注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注4)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

## 9 手すり (各項目に該当しない整備箇所に設けられる場合に記入する。)

傾斜路、階段に設ける手すり			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
(2) 高さ	高さ80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
(3) 形状	握りやすい形状とする。	同左		
(4) 端部の構造	傾斜路並びに階段及び段の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
(5) 点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	
備考				

## 10 視覚障がい者誘導用ブロック等

(各項目に該当しない整備箇所に設けられる場合に記入する。)

視覚障がい者誘導用ブロック等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注1)	同左 注2)		
(2) 大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考3を参照

## 11 客席及び舞台

観覧や集会の用に供する客席に設ける車椅子使用者用の客席			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(1) 車椅子使用者用客席の数	<p>出入口から容易に到達できる位置に車椅子使用者用客席を次の数以上設ける。</p> <p>[総客席が400以下の場合] ・2以上</p> <p>[総客席数が400を超える場合] ・総客席数に200分の1を乗じて得た数以上 ※端数はすべて切り上げる。</p>	<p>出入口から容易に到達できる位置に車椅子使用者用客席を次の数以上設ける。</p> <p>[総客席が100以下の場合] ・2以上</p> <p>[総客席数が100を超えて200以下の場合] ・総客席数に50分の1を乗じて得た数以上</p> <p>[総客席数が200を超えて2,000以下の場合] ・総客席数に100分の1を乗じて得た数に2を加えて得た数以上</p> <p>[総客席が2,000を超える場合] ・総客席数に10,000分の75を乗じて得た数に7を加えて得た数以上 ※端数はすべて切り上げる。</p>	
(2) 車椅子使用者用客席のスペース	1席当たり幅90cm以上、奥行135cm以上。	1席当たり幅90cm以上、奥行150cm以上。	
床面の仕上げ等	床は水平とし、表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
転落防止	転落防止のためのストッパー等を設ける。	同左	
(3) 通路の構造	客席のある室の出入口から車椅子使用者用客席に至る通路は下記の構造とする。	同左	
有効幅員	120cm以上。	150cm以上。	
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	
高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)から(6)まで及び(8)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	
(4) 舞台への経路	400以上の客席がある室で、観覧や集会の用に供する舞台を設ける場合は、車椅子使用者が支障なく舞台に上がることができる経路を1以上設ける。	同左	
(5) 補聴設備	—	不特定かつ多数の者が利用する客席は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した集団補聴設備等を設ける。	—
(6) 視認性の確保	—	車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。	—
(7) 同伴者用の客席	—	同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設けること。	—
(8) 車椅子使用者用客席の分散	—	総客席数が200を超える場合には、当該車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設けること。	—
備考			

## 12 浴室、シャワー室及び更衣室

不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室及び更衣室			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	それぞれ1以上は下記に定める構造とする。	同左	—	—
(1) 出入口の有効幅員 ※1	80cm以上。	同左		
(2) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(3) 手すり	必要な場所に設ける。	同左		
(4) ドアの構造	—	引き戸式又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	—	
(5) 段	—	出入口及び室内には、高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	—	
(6) シャワー及び水栓	—	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造とする。	—	
備考	※1 浴室、シャワー室、更衣室のそれぞれのブース出入口が対象。			

## 13 客室

宿泊施設の客室			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 車椅子使用者用客室の数	次の宿泊施設に、車椅子使用者が円滑に利用できる客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設ける。  ・用途に供する面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上かつ総客室数が50以上の場合。 ・又は総客室数が100以上の場合。	車椅子使用者が円滑に利用できる客室を次に定める数以上設ける。  [総客室数が200以下の場合] 総客室数 × (1/50) [総客室数が200を超える場合] (総客室数 × (1/100)) + 2 ※端数はすべて切り上げる。		
(2) 聴覚障がい者が用客室の数	総客室数が100以上のものには、聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を4室以上設ける。	聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を次に定める数以上設ける。  [総客室数が250以下の場合] 4 [総客室数が250を超える場合] ((総客室数-250)/150) + 4 ※端数はすべて切り上げる		
車椅子使用者用客室の構造	出入口の有効幅員80cm以上。	出入口の有効幅員90cm以上。		
備考				

## 14 授乳スペース

授乳スペース			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
設置等				
設置	必要に応じて授乳できるスペースを設ける。 注1)	必要に応じて授乳できるスペースを設け、ベビーベッド等を備える。		
標識の掲示	出入口付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左		
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考7を参照

## 15 標識類

標識、案内設備等			チェック
整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘
(1) 設置位置及び仕様	見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮する。	—	—
表記の方法	—	分かりやすい文字、記号、図等で表記し、地色と明度差の大きい色とする。	—
設置位置	—	高齢者、障がい者等の通行の支障とならない位置に設ける。	—
高さ	—	車椅子使用者が見やすい高さに設ける。	—
周辺のスペース	—	周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—
(2) 案内板	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設ける。 注1) ただし、容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合はこの限りでない。	同左	
(3) 視覚障がい者用案内設備	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設ける。注1) ただし、案内所を設ける場合又は主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合は、この限りでない。	同左	
(4) 外国人への情報提供	案内板により主として外国人への情報提供を行う場合は、多言語化、ルビふり等に配慮する。	同左	
(5) 照明	—	照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保する。	—
(6) 非常警報装置	—	視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音、光等による非常警報装置を設ける。	—
(7) 認知症の人にもやさしいデザイン			—
案内板	— — —	エレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設については、案内板に配置を表示することとし、当該案内板には文字及びピクトグラムを併記する。注2) エスカレーター、階段又は非常口の配置を案内板に表示する場合においては、文字及びピクトグラムを併記する。注2) 案内板の文字及び図と背景との明度の差を確保する。注2)	— — —
非常口	—	非常口がある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記する。注2)	—
備考			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考8を参照

注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 16 券売機

券売機			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1か所に2以上の券売機を設ける場合は、下記に定める構造とする。	同左	—	—
(1) 構造	車椅子使用者の利用に支障がない構造とする。	同左		
(2) 案内表示	1以上の券売機では、料金等を点字で表示する。	同左		
備 考				

## 17 公衆電話

公衆電話			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 構造	1か所に2以上の公衆電話を設ける場合は、車椅子使用者の利用に支障がない構造のものを、1以上設ける。	同左		
(2) 周辺のスペース	—	周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
(3) 手すり等	—	杖を使用する歩行困難者等が身体を支えることができる手すり又は壁面を設ける。	—	
(4) 公衆ファックス	—	必要に応じて公衆ファックスを1以上設ける。	—	
備 考				

## 18 記載台等

記載台等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 構造	記載台を設ける場合には、車椅子使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設ける。	同左		
備 考				

## 19 幼児用遊び場

幼児用遊び場			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置	必要に応じて幼児用遊び場を設ける。	同左		
備 考				

## 20 水飲み器

水飲み器			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	—	水飲み器を設ける場合は、下記に定める構造のものを、1以上設ける。	—	—
(1) 飲み口の高さ	—	車椅子使用者の利用に支障のないものとする。	—	
(2) 給水栓の構造	—	自動感知式、ボタン式又はレバー式とする。	—	
(3) 周辺のスペース	—	周辺に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
備 考				

## 21 エスカレーター

エスカレーター			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 認知症の人にもやさしいデザイン 標識の掲示	—	エスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。注1)	—	—
備 考				

注1)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 特定施設整備項目表（チェックリスト）

### 【交通機関の施設】記入例

整備項目	整備基準	適合	整備概要	
			小幅員 ( 95 ) cm	段：有・無 傾斜路：有・無
(1) 有効幅	90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。	<input checked="" type="radio"/>		
(2) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(※1)を併設する。	<input checked="" type="radio"/>		
(3) 扉	戸を設ける場合は下記の基準に適合させる。  有効幅 90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。	<input type="radio"/>	適否の判定を記入し、項目が該当しない場合は斜線を記入してください。	
	構造 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。			最小幅員 ( m 自動：有・無
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。			該当する項目を丸で囲んでください。

注意：この記入例のページは提出書類に添付しないでください。

**特 定 施 設 整 備 項 目 表 (チェックリスト)**  
**【交 通 機 関 の 施 設】**

**〈記入要領〉**

- 総括表は、整備する箇所に【○】をつけ、特定施設整備項目表の表紙として添付してください。
- 該当する整備箇所の表に記入して提出書類に添付してください。なお、該当しない整備箇所のページは添付を省略することができます。
- 同じ整備箇所が複数ある場合で、基準に対する適合の判定や整備概要が異なる場合は、当該シートを複写してください。
- チェック欄に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める交通機関の施設の「整備基準」に対する適合の判定を次の記号により記入してください。  
 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適合が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることができが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

総括表			
整備箇所		整備する箇所に 【○】をつける	備考
1 出入口	a 公共用通路との出入口		
	b 乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口		
2 移動等円滑化された経路			
3 改札口			
4 通路			
5 傾斜路			
6 階段			
7 エレベーター			
8 乗降場(鉄道駅のプラットホーム)			
9 便所	a (一般便所)		
	b (福祉型便所)		
10 視覚障がい者誘導案内			
11 標識類			
12 券売機・乗車券等販売所及び案内書等			
13 エスカレーター			
14 休憩設備等			
【バスターミナル】			
【旅客船ターミナル】			
【航空旅客ターミナル施設】			

## 1 出入口 a(公共用通路との出入口)

移動等円滑化された経路と公共用通路との出入口		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 有効幅	90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		
(2) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(※1)を併設する。		段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 扉	戸を設ける場合は下記の基準に適合させる。		
有効幅	90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。		最小幅員 ( )cm
構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。		自動：有・無
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。		

## 1 出入口 b(乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口)

乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
出入口	出入口を設ける場合は、そのうち1以上は下記の基準に適合させる。		
(1) 有効幅	80cm以上。		最小幅員 ( )cm
(2) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(※1)を併設する。		段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 扉	戸を設ける場合は下記の基準に適合させる。	—	
有効幅	80cm以上。		最小幅員 ( )cm
構造	高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。		
(4) 通路	移動等円滑化された経路と下記項目との間の経路における通路のうち、それぞれ1以上は、「4通路」の「移動等円滑化された経路の通路」の基準に適合させる。 ア 乗車券等販売所 イ 待合所 ウ 案内所		
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。		

## 2 移動等円滑化された経路

移動等円滑化された経路		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
対象	公用通路と乗降場毎(車両等の乗降口)を結ぶ乗降動線において、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を対象とする。	—	
(1) 移動等円滑化された経路		—	
経路確保の考え方	公用通路と車両等の乗降口との間の経路で、高齢者、障がい者等の円滑な通行に適するもの(移動等円滑化された経路)を乗降場毎に1以上設ける。		
主たる経路との長さの差	公用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくする。		
乗り継ぎ経路	乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化された経路を、乗降場ごとに1以上設ける。		
主たる乗り継ぎ経路との長さの差	主たる乗り継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくする。		
線路等に分断された鉄道駅の経路	線路、水路等を挟んだ各側に公用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ1以上設ける。 ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障がい者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りではない。		
垂直移動設備の優先順位	床面に高低差がある場合は、傾斜路(※1)又はエレベーター(※2)を設ける。 ただし、構造上の理由により設置が困難な場合は、エスカレーター(※3)に代えることができる。		高低差: 有・無 傾斜路・ エレベーター・ エスカレーター
隣接施設の活用	垂直移動施設が旅客施設に近接して一体的に利用される他の施設にあり、旅客施設の営業時間内に利用できる場合は、その傾斜路(※1)又はエレベーター(※2)を活用することができる。 管理上の理由により昇降機を設置することが困難な場合も、同様とする。		
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。 ※2: エレベーターは、「7エレベーター」の基準に適用させる。 ※3: エスカレーターは、「13エスカレーター」の基準に適用させる。		

## 3 改札口

改札口		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 有効幅	移動等円滑化された経路に設ける改札口は、そのうち1以上の幅を80cm以上とする。		最小幅員 ( ) cm
(2) 自動改札機	自動改札機を設ける場合は、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示する。		
備考			

## 4 通路

通路全般		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。		
(2) 段	段を設ける場合は下記の基準に適合させる。		
イ 踏面端部の識別	段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。		
ロ 段鼻の構造	段を設ける場合は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。		
移動等円滑化された経路を構成する通路		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(3) 有効幅	140cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに転回できる広さの場所を設けた上で、有効120cm以上とする。		最小幅員 ( ) cm
(4) 扉	戸を設ける場合は下記の基準に適合させる。		
有効幅	90cm以上。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。		最小幅員 ( ) cm
構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。		自動：有・無
(5) 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(※1)を併設する。		段：有・無 傾斜路：有・無
(6) 照明	照明設備を設ける。		
備考	※1：傾斜路は、「5 傾斜路」の基準に適用させる。		

## 5 傾斜路 【1出入口 / 2移動等円滑化された経路 / 4通路 / 9便所】

↑※該当する項目に○をつける。

(基準に対する適否の判定や整備概要が異なる場合は、当該シートを複写する。)

傾斜路全般		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。		
(2) 床面の識別	こう配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。		
(3) 手すり	両側に手すりを設ける。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(4) 側壁又は立ち上がり	傾斜路の両側には立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		
移動等円滑化された経路の傾斜路		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(5) 有効幅			最小幅員 ( ) cm
(6) こう配	1/12以下。 ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下とすることができます。		最大こう配 ( / )
(7) 踊り場	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設ける。		高さ( ) cm 踏幅( ) cm
備考			

## 6 階段

階段			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
(1) 形式	回り段を設けない。 ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。	—	—	
(2) 手すり		—	—	
設置	両側に手すりを設ける。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	—	—	
点字表示	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。	—	—	
(3) けあげ、踏面			—	
踏面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—	—	
踏面端部の識別	踏面の端部(段鼻部)とその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	—	—	
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	—	—	
(4) 側壁又は立ち上がり	階段の両側には立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	—	—	
(5) 照明	照明設備を設ける。	—	—	
(6) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	
標識の掲示		階段がある旨を表示した標識をもうける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—	
備考				

## 7 エレベーター

移動等円滑化された経路を構成するエレベーター			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
(1) 大きさ	かごの幅は内のり140cm以上、奥行きは内のり135cm以上とする。 ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る)は、この限りでない。(※1)	—	—	幅( )cm 奥行き( )cm
(2) 有効幅	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上とする。	—	—	最小幅員( )cm
(3) 鏡	かご内に車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。 ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る)は、この限りでない。	—	—	出入口: 1か所・複数か所
(4) 外部との連絡	かご外にいる者と、かご内にいる者が、互いに視覚的に確認できるよう、かご及び昇降路の出入口の戸は、ガラスその他これに類するものをはめ込む。 又はかご外及びかご内に画像を表示する設備を設置する。	—	—	
(5) 手すり	かご内に手すりを設ける。	—	—	
(6) かご内の表示装置	かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設ける。	—	—	
(7) かご内の音声装置	かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設ける。	—	—	
(8) 車いす使用者用の操作盤			—	—
位置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設ける。	—	—	
出入口の開扉時間	かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。	—	—	
(9) 視覚障がい者用の操作盤	かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とする。	—	—	
(10) 乗降ロビーの幅	幅は150cm以上、奥行きは150cm以上とする。	—	—	幅( )cm 奥行き( )cm
(11) 乗降ロビーの音声装置	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設ける。 ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又はエレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。	—	—	
(12) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
標識の掲示	—	移動等円滑化された経路を構成するエレベーターがある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—	
備考	※1:台数、かごの内に幅及び奥行きは、旅客施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。			

## 8 乗降場(鉄道駅のプラットホーム)

乗降場(鉄道駅のプラットホーム)		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 床面の仕上げ		—	
車両乗降口との段差	プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにする。		
床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。		
(2) 横断こう配 ※1	排水のための横断こう配は、1%を標準とする。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		こう配 ( ) %
(3) 転落防止		—	
転落防止設備1 (車両乗降口の位置が一定している場合)	プラットホームには、ホームドア又は可動式ホーム柵を設ける。 旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設ける。		ホームドア 可動式ホーム柵 内方線付き点状ブロック
転落防止設備2 (上記以外の場合)	上記転落防止設備1以外のプラットホームには、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設ける。		ホームドア 可動式ホーム柵 内方線付き点状ブロック
端部の転落防止設備	プラットホームの線路側以外の端部には、転落防止柵を設ける。 ただし、端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。		
(4) 隙間、段		—	
縁端と車両乗降口との隙間	プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいものとする。 この場合において、構造上の理由により間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設ける。		
車いす使用者用乗降設備	プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備(渡り板等)を1以上設ける。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(5) 列車接近の警 告 ※1	列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設ける。 ただし、電気設備がない場合その他、技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(6) 照明	照明設備を設ける。		
(7) 乗降口の案内	列車に設けられる車いすスペースに通ずる乗降口(幅80cm以上)が停止するプラットホーム上の位置を表示する。 ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。		
備考	※1:ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームには適用しない。		

## 9 便所 a(一般便所)

a 一般便所			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
便所全般	便所を設ける場合は下記の基準に適合させる。	—	—	
(1) 案内表示	便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設ける。	—	—	
(2) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—	—	
(3) 小便器			—	
男子用小便器	男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式、壁掛け小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これに類する小便器を設ける。	—	—	受け口の高さ ( ) cm
手すり	上記(3)の男子用小便器には手すりを設ける。	—	—	
(4) 乳児用設備	壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。 ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所、及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は適用しない。	—	—	
(5) オストメイトのための設備	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注1) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。  ア 洗浄機能付き汚物流し イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。) ウ 荷物を置くための棚その他の設備 エ 水石けん入れ オ 紙巻器 カ 汚物入れ キ 2以上の衣服をかけるための金具等	—	—	
(6) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	
案内表示	—	男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保すること。	—	
床面の仕上げ	—	床と壁との色の明度差を確保する。	—	
便器等	—	大便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては、当該腰壁)との色の明度の差を確保すること。	—	
	—	男性用小便器と床及び設置面との明度の差を確保すること。	—	
	—	大便器及び男性用小便器に設ける手すりと壁等(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。	—	
扉(出入口)	—	便所の出入口に扉を設ける場合は、扉と壁及び床との明度の差を確保する。	—	

(7) 福祉型便房の配置	便所を設ける場合、そのうち1以上は、次のいづれかに適合させる。 ①便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房(福祉型便房)を設ける。 ②福祉型便房を一般便所内に設けない場合は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所を別途設ける。	—	—	配置: ①・②
a' 一般便所 (一般便所内に福祉型便房を設けた便所)				チェック 整 誘
整備項目	整備基準	誘導基準	整備概要	整 誘
(8) 通路	移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の「移動等円滑化された経路の通路」の基準に適合させる。	—	—	
(9) 有効幅	出入口の有効幅は80cm以上。	—	—	最小幅員 ( )cm
(10) 段	出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 ただし、傾斜路(※1)を設ける場合は、この限りでない。	—	—	
(11) 標識	出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設かれていることを表示する標識を設ける。	—	—	
(12) ドアの構造	出入口に戸を設ける場合は、下記の基準に適合させる。	—	—	
有効幅	80cm以上。	—	—	最小幅員 ( )cm
構造	高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	—	—	
(13) 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	—	—	
備考	※1: 傾斜路は、「5傾斜路」の基準に適用させる。			

注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考5; 注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考5を参照

## 9 便所 b(福祉型便房)

b 福祉型便房			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
留意点	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造の便房(福祉型便房)は、下記の基準にさせる。	—	—	
(1) 有効幅	出入口の有効幅は80cm以上。	—	—	最小幅員 ( )cm
(2) 段	出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	—	—	
(3) 標識	出入口には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設ける。	—	—	
(4) ドアの構造	出入口に戸を設ける場合は、下記の基準に適合させる。	—	—	
有効幅	80cm以上。	—	—	最小幅員 ( )cm
構造	高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	—	—	
(5) 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	—	—	
(6) 手すり	手すりを設ける。	—	—	

(7) 便器	腰掛便座を設ける。	—	—	
(8) 水洗器具	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した機能を有する水洗器具を設ける。	—	—	
(9) 大型ベッド	福祉型便房を設ける場合においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設ける。 出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。注1)	—	—	
(10) 認知症の人にもやさしいデザイン			—	—
案内表示	—	男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を表示した標識を設ける場合には、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—	
床面の仕上げ 便器等	— — — —	床と壁との色の明度差を確保する。 大便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては、当該腰壁)との色の明度の差を確保すること。 男性用小便器と床及び設置面との明度の差を確保すること。 大便器及び男性用小便器に設ける手すりと壁等(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保する。	— — — —	
扉(出入口)	—	便所の出入口に扉を設ける場合は、扉と壁及び床との明度の差を確保する。	—	
b' 福祉型便房を独立して設ける場合				チェック 整備概要 整 誘
整備項目	整備基準	誘導基準		
(11) 通路	移動等円滑化された経路と(福祉型便房)との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の「移動等円滑化された経路を構成する通路」の基準に適合させる。	—	—	
備考				

注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考6を参照

## 10 視覚障がい者誘導案内

視覚障がい者誘導案内		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 誘導案内の方 法	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等には、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。		
(2) 視覚障がい者 誘導用ブロック		一	
視覚障がい者 誘導用ブロック の敷設	視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と下記項目の設備等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。  ア 「7エレベーター」の「(9)視覚障がい者用の操作盤」の基準に適合する乗降口ビーに設ける操作盤  イ 「12標識類」の「(4)視覚障がい者用案内板等」の規定により設けられる案内板等(音によるものを除く)  ウ 便所の出入口  エ 「13券売機・乗車券等販売所及び案内所等」の基準に適合する乗車券等販売所		
点状ブロックの 敷設	下記項目の施設の上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設する。 ア 階段 イ 傾斜路 ウ エスカレーター		
備考			

## 11 標識類

運行情報提供設備			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
(1) 設置位置及び仕様	車両等の運行(運航を含む)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える。 ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	—	—	
(2) 標識	下記項目のアからキまでの移動等円滑化のための主要な設備又はクの案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設ける。 ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	—	—	
標識の設置	ア エレベーターその他の昇降機 イ 傾斜路 ウ 便所 エ 乗車券等販売所 オ 待合所 カ 案内所 キ 休憩施設 ク 「(3)案内板等」の基準に適合させた案内板等	— — — — — — — —	— — — — — — — —	
JIS規格	上記の標識は、JIS Z8210(案内用図記号)に適合させる。	—	—	
(3) 案内板等	公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備(上記「(2)標識」のア～キ。「2 移動等円滑化された経路」の「隣接地の活用」の規定による他の施設のエレベーターを含む。)の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。 ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	—	—	
(4) 視覚障がい者用案内板等	公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により、視覚障がい者に示すための設備を設ける。	—	—	
(5) 認知症の人にもやさしいデザイン			— —	
案内表示	—	駐車場又は非常口がある旨を表示した標識には、文字及びピクトグラムを併記する。	— —	
備考				

## 12 券売機・乗車券等販売所及び案内所等

券売機、乗車券等販売所、待合所、案内所		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 券売機の構造	乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とする。 ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。		
(2) 乗車券等販売所		一	
カウンターの構造	乗車券等販売所、待合所、案内所にカウンターを設ける場合は、それぞれ、そのうち1以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもととする。 ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。		
聴覚障がい者用意志疎通設備	乗車券等販売所又は案内書(勤務者を置く場合)には、聴覚障がい者が文字により意志疎通を図るための設備を備える。 当該設備を保有している旨を表示する。		
備考			

### 13 エスカレーター

エスカレーター全般			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 音声案内	エスカレーターの乗り口端部において、行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設ける。	—	—	—	
(2) 認知症の人にもやさしいデザイン 標識の掲示	—	移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターがある旨を表示した標識を設ける場合は、文字及びピクトグラムを併記することとし、標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保する。	—	—	
移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(3) 有効幅	80cm以上(複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合すれば足りるものとする)。	—	—	—	最小幅員( )cm
(4) 踏み段 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—	—	—	
昇降口	3枚以上の踏み段を同一平面上に設ける。	—	—	—	最小幅員( )cm
踏み段端部の識別	踏み段の端部の全体がその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。	—	—	—	
(5) くし板 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	—	—	—	
くし板端部の識別	くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。	—	—	—	
(6) 方向	上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置する。 ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	—	—	—	
(7) 表示	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等に、エスカレーターへの進入の可否を示す。 ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターは、この限りでない。	—	—	—	
(8) 車止め	踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとができる構造で、かつ車止めを設ける。 複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合すれば足りるものとする。	—	—	—	
備考					

## 14 休憩設備等

休憩設備、授乳スペース		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 休憩設備	高齢者、障がい者等が休憩する設備を1以上設ける。 ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。		
(2) 授乳スペース		—	
設置	当該用途に供する部分の床面積の合計5,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、授乳できるスペースを設ける。		
標識の掲示	出入口付近にその旨を表示した標識を掲示する。		
(3) 公衆電話		—	
構造	1か所に2以上の公衆電話を設ける場合は、車いす使用者の利用に支障がない構造のものを、1以上設ける。		
備考			

## 【バスターミナル】

乗降場		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 乗降場	車いす使用者がバス車両に円滑に乗降できる構造とする。		
(2) 仕上げ	床の表面は滑りにくい仕上げとする。		
(3) 進入防止装置	乗降場の縁端のうち、バス車両用場所(※)に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設ける。 ※バス車両用場所：誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所		
備考			

## 【旅客船ターミナル】

(1)乗降用設備		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 乗船ゲートの幅	有効幅は90cm以上。		最小幅員 ( ) cm
備考			
(2)桟橋・岸壁と連絡橋		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 床	桟橋、岸壁や連絡橋の床は滑りにくい仕上げとする。		
(2) 段	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とする。 段を設けない。 連絡橋と浮桟橋の間の摺動部(桟橋・岸壁と連絡橋の取り合い部等をいう。)に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フランプ(補助板)等を設置する。		段: 有・無 フランプ: 有・無
(3) 手すり	連絡橋等の乗降用設備には手すりを設置する。		
(4) 視覚障がい者 誘導用ブロック	通路その他これに類するもの(通路等)であって公共用通路と船舶の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。 また、連絡橋、浮桟橋等において波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		
(5) 転落防止設備	視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。		
備考			
(3)タラップ		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 表面	滑りにくい仕上げとする。		
(2) 幅	有効幅は90cm以上。		最小幅員 ( ) cm
(3) 段	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とする。 段を設けない。 桟橋・岸壁とタラップ、タラップと舷門(船舶)の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フランプ(補助板)等を設置する。		段: 有・無 フランプ: 有・無
(4) 手すり	タラップには手すりを設置する。		
(5) 視覚障がい者 誘導用ブロック	通路その他これに類するもの(通路等)であって公共用通路と船舶の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。 また、連絡橋、浮桟橋等において波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		
(6) 転落防止設備	視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。		
備考			

(4) ボーディングブリッジ		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 床の表面	ボーディングブリッジの床は滑りにくい仕上げとする。		
(2) 幅	乗降口及び通路の有効幅は90cm以上。		最小幅員 ( ) cm
(3) 段	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とする。 段を設けない。 桟橋・岸壁とボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと舷門(船舶)の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置する。		段: 有・無 フラップ: 有・無
(4) 手すり	ボーディングブリッジには手すりを設ける。		
(5) 視覚障がい者 誘導用ブロック	通路その他これに類するもの(通路等)であって公共用通路と船舶の乗降口との間の経路を構成するものに敷設する。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、その間の誘導が適切に実施される経路を構成する通路等についてはこの限りでない。		
(6) 転落防止設備	視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。		
備考			

## 【航空旅客ターミナル施設】

(1) 航空旅客保安検査場の通路		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 保安検査場の通路	門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設ける。		
(2) 通路の幅	車いす使用者その他の者が通行する通路の有効幅は90cm以上。		最小幅員 ( ) cm
(3) 扉	保安検査場の通路に設ける戸については、「4通路」の(4)扉の構造の規定は適用しない。	-	
(4) 保安検査場における聴覚障がい者の案内		-	
意志疎通設備	筆談用のメモなどを準備し、聴覚障がい者とのコミュニケーションに配慮する。(聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るために設備を設ける。)		
表示	当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障がい者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差すことにより意思疎通が図れるように配慮する。		
備考			
(2) 旅客搭乗橋		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
留意点	旅客搭乗橋は、航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備で、乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。	-	
(1) 幅	有効幅は90cm以上。		最小幅員 ( ) cm
(2) こう配		-	
こう配	1/12以下(渡り板部分を除く)。 (ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。)		最大こう配 ( / )
床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。		
(3) 手すり		-	
設置	手すりを設ける(可動部分を除く)。 (ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。)		
伸縮部	伸縮部の渡り板部分には手すりを設置する。		
(4) 視覚障がい者誘導用ブロック	旅客搭乗橋については、「10視覚障がい者誘導案内」の整備基準にかかわらず、視覚障がい者誘導ブロックを敷設しないことができる。	-	
(5) 渡り板	旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面の隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上設ける。		
備考			
(3) 航空旅客搭乗改札口		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 幅	各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅を80cm以上とする。		最小幅員 ( ) cm
備考			

特 定 施 設 整 備 項 目 表 (チェックリスト)

【道 路】記入例

整備項目	整備基準	適否	整備概要
(3) 歩道の有効幅員	原則として2.0m以上とする。	<input checked="" type="radio"/>	有効幅員 ( 2.5 )m
(5) 排水溝等の蓋	歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。		
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は、周囲の舗装材の色との明度差又は輝度比の大きい色とする。	<input checked="" type="radio"/>	黄色・ その他( )
備考	該当する項目を丸で 囲んでください。		

注意：この記入例のページは提出書類に添付しないでください。

## 特定施設整備項目表（チェックリスト）

## 【道路】

## 〈記入要領〉

- チェック欄に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める道路の「整備基準」に対する適合の判定を次の記号により記入してください。
  - 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適合が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることができが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

## 1 歩道

整備の対象:歩道		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 歩道の構造	原則としてセミフラット型とする。		
(2) 歩車道の分離	歩道と車道は構造上明確に分離する。		
(3) 歩道の有効幅員	原則として2.0m以上とする。		有効幅員 ( )m
(4) 路面の仕上げ	平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとする。		
(5) 排水溝等の蓋	歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。		
(6) 歩道と車道が接続する部分	歩行者が通行する部分には、排水ますを設けないようにし、段差は2cm以下とする。		
備考			

## 2 視覚障がい者誘導用ブロック

整備の対象:歩道等に設ける視覚障がい者誘導用ブロック		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は、周囲の舗装材の色との明度差又は輝度比の大きい色とする。		黄色・ その他の色 ( )
(2) 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	交通機関の施設と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを連続して敷設する。		
備考			

### 3 乗降車場

整備の対象:バスやタクシーの乗降車場		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 構造	高齢者、障がい者等に配慮した構造とする。		
備考			

### 4 標識類

整備の対象:歩道上に設ける案内標識(歩行者を目的地まで誘導するための情報提供や周辺の施設等を掲載した地図など)		チェック 適否	整備概要
整備項目	整備基準		
(1) 設置位置及び仕様	見やすく理解しやすいように、設置位置、文字の大きさ、色等に配慮する。		
備考			

特 定 施 設 整 備 項 目 表 (チェックリスト)

【公 園】記入例

整備項目	整備基準	誘導基準	整 誘	整備概要
(1) 有効幅員	130cm以上。	180cm以上。	<input checked="" type="radio"/>	最 小 幅 員 ( <u>135</u> ) cm
(2) 段	段を設けない。 やむを得ず段を設ける場合は、「4傾斜路」を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左	<input checked="" type="radio"/>	段: 有・無 傾斜路: 有・無
(5) 排水溝の蓋	園路を横断する排水溝には蓋を設ける。	同左		
備考				該当する項目を丸で 囲んでください。

注意: この記入例のページは提出書類に添付しないでください。

**特 定 施 設 整 備 項 目 表 (チェックリスト)**  
**【公 園】**

**〈記入要領〉**

- 総括表は、整備する箇所に【○】をつけ、特定施設整備項目表の表紙として添付してください。
- 該当する整備箇所の表に記入して提出書類に添付してください。なお、該当しない整備箇所のページは添付を省略することができます。
- 同じ整備箇所が複数ある場合で、基準に対する適否の判定や整備概要が異なる場合は、当該シートを複写してください。
- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める公園の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
  - 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適否が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることができが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

総括表		
整備箇所	整備する箇所に 【○】をつける	備考
1 出入口		
2 園路		
3 階段		
4 傾斜路(階段を迂回するためのもの)		
5 便所		
6 駐車場		
7 手すり		2園路、3階段、4傾斜路、6駐車場の項目に含む。
8 視覚障がい者誘導用ブロック等		
9 標識類		
10 ベンチ		
11 野外卓		
12 券売機		
13 水飲み器、手洗い場		
14 休憩所及び管理事務所		
15 屋根付き広場		
16 野外劇場及び音楽堂		

## 1 出入口

主要な出入口			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、下記に定める構造の出入口を1以上設ける。	同左	—	—	
(1) 有効幅員	130cm以上。	180cm以上。			最小幅員 ( )cm
(2) 段	段を設けない。 やむを得ず段を設ける場合は、「4傾斜路」を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 路面の仕上げ	平たんで滑りにくい仕上げとする。	同左			
(4) 車止め	車止めを設ける場合には、車止め相互間の間隔のうち1以上は90cm以上とし、当該車止めの前後に150cm以上の水平部分を設ける。	同左			間隔 ( )cm 水平部分 ( )cm
(5) 水平面	出入口から150cm以上の水平部分を設ける。	出入口から180cm以上の水平部分を設ける。			水平部分 ( )cm
備考					

## 2 園路

主要な園路			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
留意点	主要な出入口と連続する構造とし、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、下記に定める構造の園路を1以上設ける。	同左	—	
(1) 有効幅員	原則として180cm以上。 地形の状況その他の特別な理由により、やむを得ない場合は120cm以上とすることができる。ただし、園路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を設ける。	180cm以上。		最小幅員 ( )cm
(2) こう配	—	—	—	
ア 縦断こう配	原則として4%以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける。	4%以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける。		縦断こう配 ( )% 連続する長さ ( )m 水平部 ( × )cm
最大縦断こう配	8%以下。	—	—	最大こう配 ( )%
イ アのこう配以上となる場合	こう配が4%以上となる場合には、上下端部に長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて、「7手すり」に定める構造のものを設ける。	こう配が3%以上となる場合には、上下端部に長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて、「7手すり」に定める構造のものを設ける。		
手すり				
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左		高さ: 1本( )cm 2本(上/下) ( / )cm
形状	握りやすいものとする。	同左		
端部の構造	傾斜路及び階段の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		水平部分の長さ ( )cm
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左		
ウ 横断こう配	1%以下。 可能な限り水平にする。	同左		横断こう配 ( )%
(3) 路面の仕上げ	平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いない。	同左		
(4) 視覚障がい者誘導用ブロック等	必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。	同左		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左		黄色・ その他の色 ( )
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		大きさ ( × )cm
(5) 排水溝の蓋	園路を横断する排水溝には蓋を設ける。	同左		
(6) 溝蓋の形状	園路に設ける排水溝等の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	同左		
(7) 段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「3階段」に定める構造とし、「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「3階段」の整備項目表に記入する。) (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左		段: 有・無 傾斜路: 有・無

(8) 縁石			同左	—	—	
縁石の切り下げ	縁石の切下げ寸法は、幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ部の勾配は、10%以下とする。				幅( )cm 段差( )cm こう配( )%	
落下防止用の縁石	高さ10cm以上。		同左		高さ( )cm	
備考						

### 3 階段

主要な園路に設ける階段			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
留意点	主要な園路に階段を設ける場合は、次に定める構造とする。	同左	— —	
(1) 幅員	階段の内りは90cm以上。	階段の内りは150cm以上。		最小内り ( )cm
(2) 手すり	両側に「7手すり」に定める構造のものを設ける。	両側に「7手すり」に定める構造のものを設け、特に幅が広い場合は中間にも設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左		高さ: 1本( )cm 2本(上/下) ( / )cm
形状	握りやすいものとする。	同左		
端部の構造	階段の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		水平部分の長さ ( )cm
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左		
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合はこの限りではない。	回り段を設けない。		
(4) 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	同左		
(5) 階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	同左		
(6) けあげ、踏面の寸法			— —	
けあげ、踏面、けこみの寸法	けあげ15cm以下、踏面35cm以上、けこみ2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定にする。	同左		けあげ( )cm 踏面( )cm けこみ( )cm
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左		
(7) 水平部			— —	
階段の上下端部	長さ120cm以上の水平部分を設ける。	同左		水平部分 ( )cm
踊場	高さが250cmを超える階段では、250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設ける。	同左		階段の高さ ( )cm 踏幅( )cm
(8) 点状ブロック等	階段の上端に近接する園路及び踊場には、必要に応じて点状ブロック等を敷設する。	階段の上下端に近接する園路及び踊場に敷設する。		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左		黄色・ その他の色 ( )
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		大きさ ( × )cm
(9) 照明	階段付近には、必要に応じて照明を設ける。	同左		
(10) 立ち上がり	両側に立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面の場合はこの限りでない。	同左		
備考				

## 4 傾斜路

【1出入口 / 2園路 / 5便所 / 14休憩所及び管理事務所 / 15屋根付き広場 / 16野外劇場・音楽堂】

↑※該当する項目に○をつける。

主要な園路に設ける傾斜路			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
留意点	主要な園路に設ける階段には迂回するための下記に定める構造の傾斜路を設ける。 ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合には、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものを持ってこれに代えることができる。	同左	—	
(1) 手すり	両側に「7手すり」に定める構造のものを設ける。	同左		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左		高さ: 1本( )cm 2本(上/下) ( / )cm
形状	握りやすいものとする。	同左		
端部の構造	階段の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		水平部分の長さ ( )cm
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左		
(2) 路面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	同左		
(3) 傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	傾斜路の踊場及び傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする。		
(4) 有効幅員	130cm(段を併設する場合は90cm)以上。	150cm(段を併設する場合は120cm)以上。		最小幅員 ( )cm
(5) こう配			—	—
ア 縦断こう配	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける。	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける。		縦断こう配 ( )% 水平部 ( × )cm
最大縦断こうばい	8%以下。	—	—	最大縦断こう配 ( )%
イ アのこう配以上となる場合	こう配が4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける。	こう配が3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける。		水平部分 ( )cm
ウ 横断こう配	設けない。	同左		
(6) 点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場には、必要に応じて敷設する。	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場に敷設する。		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左		黄色・ その他の色 ( )
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		大きさ ( × )cm
(7) 立ち上がり	両側に立ち上がり部を設ける。 ただし、側面が壁面の場合はこの限りでない。	同左		
備考				

## 5 便所

【 5便所 / 14休憩所及び管理事務所 】 ※該当する項目に○をつける

便所	整備項目	整備基準	誘導基準	チェック		整備概要
				整	誘	
	留意点	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、下記に定める基準に適合する便所を1以上。(男性用及び女性用の区分がある場合は、それぞれ1以上)設ける。	同左	—	—	
(1) 便房の構造				—	—	
	ア 福祉型便房	車椅子使用者が円滑に利用ができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。	同左			
	イ 福祉型便房の大きさ	間口200cm、奥行き200cmを標準とする。	同左			間口( )cm 奥行き( )cm
	ウ 手すり	福祉型便房には、壁面の高さ70cmから80cmまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとする。	同左			高さ( )cm
(2) 有効幅員		福祉型便房の出入口及び福祉型便房のある便所の出入口の有効幅員は、90cm以上とする。	同左			最小幅員 便房( )cm 便所( )cm
(3) 段		出入口に段を設けない。 ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4傾斜路」の項に定める構造のものを併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左			段: 有・無 傾斜路: 有・無
(4) ドアの構造		福祉型便房の出入口又は福祉型便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	同左			
(5) 標識の掲示		福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左			
(6) 水洗器具		福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。	同左			
(7) 床面の仕上げ		滑りにくい仕上げとする。	同左			
(8) 小便器				—	—	
	ア 構造	男性用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上は、床置式の小便器その他これに類する小便器(床置式小便器等)がある便所とする。	同左			
	イ 手すり	上記の床置式小便器等のうち1以上には、手すりを設けること。	同左			
備考						

## 6 駐車場

車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
車椅子使用者用駐車施設の設置台数	駐車場を設ける場合は、次に定める数（端数は全て切り上げる）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場を1以上設ける。 (ただし、専ら自動二輪車の駐車の用に供される駐車場については、この限りでない。)  [全駐車台数が200以下] 当該駐車台数 × 1/50	駐車場を設ける場合は、次に定める数（端数は全て切り上げる）以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。	—	全駐車台数 ( )台 車椅子用駐車施設 ( )台
	[全駐車台数が201以上] (当該駐車台数 × 1/100) + 2	同左	—	全駐車台数 ( )台 車椅子用駐車施設 ( )台
(1) 設置位置	車椅子使用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路(「(5)駐車場内の通路」に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。)の距離が、できるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設ける。	同左	—	—
(2) 駐車施設の幅			—	—
ア 幅	車椅子使用者用駐車施設の幅は350cm以上。	同左		幅( )cm
イ 後方の安全路	車椅子使用者用駐車施設の後部には、幅135cm以上の安全路を設ける。	同左		幅( )cm
(3) 駐車区画の表示	車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示する。	同左	—	—
(4) 駐車施設の表示	—	道路から駐車場に通じる出入口に車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示する。	—	—
(5) 駐車場内の通路	公園施設へ通じる駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、次に定める構造とする。	同左	—	—
ア 床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左	—	—
イ 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。		最小幅員 ( )cm
ウ 転回できる部分	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる部分を設ける。	—		—
エ 高低差がある場合	下記に定める構造の傾斜路を設ける。又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	同左		高低差: 傾斜路・昇降機
有効幅員	120cm(段を併設する場合は90cm)以上。	150cm(段を併設する場合は120cm)以上。		最小幅員 ( )cm
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/15以下。		最大こう配 ( / )
踊場	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設ける。	同左		高さ( )cm 踏幅( )cm
手すり	「7手すり」定める構造の手すりを設ける。	同左	—	—
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする。	同左		高さ: 1本( )cm 2本(上/下)( / )cm
形状	握りやすいものとする。	同左		

	端部の構造	傾斜路の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		水平部分の長さ( )cm
	点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	同左		
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げとする。	同左		
	傾斜路の識別	傾斜路の前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。	傾斜路の踊場及び傾斜路に接する通路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。		
	交差部又は接続部	—	傾斜路が交差し又は接続する場合は、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—	踏幅( )cm
	備考				

## 7 手すり (2園路, 3階段, 4傾斜路, 6駐車場に含む。)

## 8 視覚障がい者誘導用ブロック等 (2園路, 3階段, 4傾斜路以外に設置する場合に記載します。)

視覚障がい者誘導用ブロック等			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材との色の明度差又は輝度比の大きい色とする。	同左			黄色・ その他の色 ( )
(2) 大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ ( × ) cm
備考					

## 9 標識類

標識及び掲示板(標識類)			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とする。	同左			
(2) 識別	表示された内容が容易に識別できるものとする。	同左			
(3) 全体案内等	不特定多数、または高齢者、障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合、そのうち1以上は、主要な出入口の付近に設ける。	同左			
(4) 視覚障がい者用案内板	—	公園の出入口等のうち主要な箇所には、下記に定める視覚障がい者のための案内板を設ける。	—		
表示	—	点字で表示するとともに文字や記号を彫り込んで表示する。	—		
文字の大きさ	—	できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にする。	—		
備考					

## 10 ベンチ

ベンチ			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造	ベンチを設ける場合は、必要に応じて高齢者、障がい者等の利用に配慮した構造とする。	同左			
備考					

## 11 野外卓

野外卓			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造			—	—	
野外卓の構造	野外卓を設ける場合は、車椅子使用者に配慮した構造とする。	同左			
床の水平部	野外卓を使用のため接近する方向の床に150cm以上の水平部分を設ける。	同左			水平部分 ( ) cm
備考					

## 12 券売機

券売機			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
(1) 構造	1か所に2以上の券売機を設ける場合は、車椅子使用者の利用に支障のない構造とする。	同左			
(2) 案内表示	1以上の券売機では、料金等を点字で表示する。	同左			
備考					

## 13 水飲み器・手洗い場

水飲み器・手洗い場			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	水飲み器又は手洗い場を設ける場合、それぞれ1以上は、下記に定める構造とする。	同左	—	—	
(1) 飲み口等の高さ	飲み口及び洗面部分の高さは76cmを標準とする。	同左			高さ ( ) cm
(2) 給水栓の構造	自動感知式、ボタン式又はレバー式とする。	同左			
(3) 水飲み器等の下部スペース	飲み口及び洗面部分の下部には、高さ65cmル以上上の空間を確保する。	同左			高さ ( ) cm
(4) 床の構造	水飲み器を設ける場合は、使用のため接近する方向の床に奥行き150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設ける。	同左			奥行き( ) cm 幅( ) cm
(5) 周辺のスペース	手洗い場を設ける場合は、周辺に車椅子使用者が容易に近づけるよう十分な広さを確保する。	同左			
備考					

## 14 休憩所及び管理事務所

休憩所及び管理事務所			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
留意点	休憩所を設ける場合は、1以上を下記に定める基準に適合させる。 管理事務所を設ける場合は、下記に定める基準に適合させる。	同左	— —	
(1) 有効幅員	出入口の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	同左		最小幅員 ( ) cm
(2) 段	出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左		段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 戸の構造	戸を設ける場合は、有効幅員80cm以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。	同左		最小幅員 ( ) cm
(4) カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とする。 ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。	同左		
(5) 広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	同左		
(6) 便所	便所を設ける場合は、1以上を「5便所」に定める基準に適合させる。 (※「5便所」の整備項目表に記載する。)	同左		
備考				

## 15 屋根付き広場

屋根付き広場			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
留意点	屋根付き広場を設ける場合は、1以上を下記に定める基準に適合させる。	同左	— —	
(1) 有効幅員	出入口の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	同左		最小幅員 ( ) cm
(2) 段	出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は「4傾斜路」の項に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左		段：有・無 傾斜路：有・無
(3) 広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。	同左		
備考				

## 16 野外劇場及び野外音楽堂

野外劇場及び野外音楽堂			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
(1) 有効幅員	出入口の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	同左		最小幅員 ( ) cm
(2) 段	出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左		段:有・無 傾斜路:有・無
(3) 通路の構造	出入口と車椅子使用者用観覧スペース及び車椅子使用者等に配慮した便所を結ぶ経路は、下記に定める基準に適合させる。	同左	—	—
有効幅員	通路の有効幅員は120cm以上。 ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができる。	同左		最小幅員 ( ) cm
段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設する。 (※「4傾斜路」の整備項目表に記入する。)	同左		段・傾斜路
縦断こう配	4%以下とする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。	同左		縦断こう配 ( ) %
横断こう配	1%以下とする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。	同左		横断こう配 ( ) %
路面	滑りにくい仕上げとする。	同左		
(4) 車椅子使用者用観覧スペース			—	—
設置数	車椅子使用者用観覧スペースの数 [収容定員が200以下の場合] 当該収容定員×1/50以上 [収容定員が200を超える場合] (当該収容定員×1/100)+2以上 ※端数は全て切り上げる	同左		収容定員 ( ) 名 車椅子使用者用観覧スペース数 ( ) 席
広さ	1席当たり、幅90cm以上、奥行き120cm以上。	同左		幅( ) cm 奥行き( ) cm
段	車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けない。	同左		
備考				

特定施設整備項目表（チェックリスト）

【路外駐車場】記入例

該当する寸法を記入してください。			
整備項目	整備基準	誘導基準	整備概要
ア 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、その他の出入口は90cm以上。	<input checked="" type="radio"/> 最小幅員 ( 85 ) cm
イ ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	<input checked="" type="radio"/> 自動：有・無
ウ 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左	<input checked="" type="radio"/> 該当する項目を丸で囲んでください。
備考	※1:こう配が1/25以下の場合は、傾斜路として取り扱わない。	適否の判定を記入し、項目が該当しない場合は斜線を記入してください。	

注意：この記入例のページは提出書類に添付しないでください。

## 特定施設整備項目表(チェックリスト)

## 【路外駐車場】

## 〈記入要領〉

- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める路外駐車場の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適合の判定を次の記号により記入してください。
  - 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適合が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることができることが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

路外駐車場			チェック 整 誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準		
車椅子使用者用駐車施設の設置数	車椅子使用者用駐車施設は、次により必要数設ける。ただし、専ら道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。 車椅子使用者用駐車施設の設置数 【全駐車台数が200以下の場合】 ・当該駐車台数×1/50 以上 【全駐車台数が200を超える場合】 ・(当該駐車台数×1/100)+2 以上  ※端数はすべて切り上げる。	-	-	全駐車台数 ( )台 車椅子使用者用駐車施設 ( )台
(1) 設置位置	車椅子使用者駐車施設は、出入口から車椅子使用車用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設ける。	-	-	
(2) 駐車施設の幅	車椅子使用車用駐車施設の幅は、350cm以上。	-	-	幅 ( )cm
(3) 駐車区画の表示	車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示する。	-	-	
(4) 路外駐車場の通路			-	-
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左		
駐車場の出入口	1以上の出入口は下記ア～エに定める構造とする。 ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	出入口は下記に定める構造とする。 ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	-	-
ア 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、他の出入口は90cm以上。		最小幅員 ( )cm
イ ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。		自動：有・無
ウ 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左		
エ 音声誘導装置	-	視覚障がい者の利用が多い施設の主要な出入口の1以上には、音声誘導装置等を設ける。	-	

移動等円滑化経路	1以上の通路は下記オ～キに定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難である場合は適用しない。	適用箇所の通路は下記オ～キに定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難である場合は適用しない。	—	—	
オ 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。	—	最小幅員 ( ) cm	
カ 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設ける。	—	—		
キ 高低差	高低差がある場合は、下記ク～スに定める構造の傾斜路(※1)及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、下記ク～セに定める構造の傾斜路(※1)及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	—	高低差:有・無 傾斜路・昇降機	
ク 有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は90cm以上)。	150cm以上(段を併設する場合は120cm以上)。	—	最小幅員 ( ) cm	
ケ こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/15以下。	—	最大こう配 ( / )	
コ 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左	—	踏幅 ( ) cm	
サ 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。	—		
設置	原則として連続して設ける。	連続して設ける。	—		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。	—	高さ: 1本( ) cm 2本(上/下) ( / ) cm	
形状	握りやすい形状とする。	同左	—		
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左	—		
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—		
シ 床面の仕上	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	—		
ス 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)	—		
セ 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—	踏幅 ( ) cm	
(5) 駐車施設の表示	—	道路から路外駐車場へ通ずる出入口には、車椅子使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示する。	—		
(6) 機械式駐車装置	機械式駐車装置は、次に定める標準的な整備内容とする。 公益社団法人立体駐車場工業会によりバリアフリー対応の認定を受けた機械式駐車装置とする。	—	—	—	
備考	※1:こう配が1/25以下の場合は、傾斜路として取り扱わない。				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

特定施設整備項目表（チェックリスト）

【開発行為に係る施設】記入例

整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	整備概要
ア 幅員	内のり120cm以上。注1)	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	段: 有・無 段数: 1段・2段・ 3段以上
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	高さ: 1本( 80 )cm 2本(上下)( / )cm
(3) 蓋の構造	排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	適否の判定を記入し、項目が該当しない場合は斜線を記入してください。			
備考	※1 手すり: 1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。				

注意：この記入例のページは提出書類に添付しないでください。

**特 定 施 設 整 備 項 目 表 (チェックリスト)**  
**【開発行為に係る施設】**

**〈記入要領〉**

- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める開発行為に係る施設の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。
  - 【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 整備概要欄には、必要に応じて基準の適否が判断できる寸法や数値、整備内容などを記入してください。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることができることが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

**1 敷地内の通路 (1建築物の表8敷地内の通路の項に定める構造とする。)**

敷地内の通路の全般			チェック 整	誘	整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準			
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。	同左			
(2) 段	段を設ける場合は、下記ア～オに定める構造とする。	段を設ける場合は、下記ア～カに定める構造とする。			段：有・無 段数：1段・2段・3段以上
ア 幅員	—	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。	—		
イ 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。			
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。			高さ： 1本( )cm 2本(上/下)( / )cm
形状	握りやすい形状とする。	同左			
端部の構造	階段及び段の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—		
ウ 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。			
エ 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左			
オ 階段の識別			—	—	
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)			
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左			
カ けあげ、踏面の寸法	—	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	—		けあげ( )cm 踏面( )cm
(3) 蓋の構造	排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	同左			
備考	※1 手すり：1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。				

直接地上へ通ずる建物の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路 【建物出入口～道等】【建物出入口～車椅子使用者用駐車施設】			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	適用箇所の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	—	—	
(4) 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。			最小幅員 ( ) cm
(5) 車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設ける。	—		—	
(6) 高低差	高低差がある場合は、下記ア～カに定める構造の傾斜路(※1)及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、下記ア～キに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 又は車椅子使用者用昇降機を設ける。			高低差：有・無 傾斜路・昇降機
ア 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)			最小幅員 ( ) cm
イ こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/15以下。			最大こう配 ( / )
ウ 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左			踏幅 ( ) cm
エ 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。			
設置	原則として連続して設ける。	連続して設ける。			
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。			高さ： 1本( ) cm 2本(上/下) ( / ) cm
形状	握りやすい形状とする。	同左			
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左			
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—		
オ 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左			
カ 傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)			
キ 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—		踏幅 ( ) cm
備考	※1 こう配が1/25以下のは、傾斜路として取り扱わない。				
道等から視覚障がい者用案内設備までの敷地内の通路			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。注1) ただし、建築物の立地状況又は用途から当該構造とすることが必要でない又は適当でないと認められる場合においては、この限りでない。	全ての通路は下記に定める構造とする。注2)	—	—	
(7) 視覚障がい者誘導用ブロック等	視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。	同左			視覚障がい者誘導用 ブロック等・音声誘導装置等
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)			黄色・ その他の色 ( )
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左			大きさ ( × ) cm

(8) 点状ブロック等	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に敷設する。	同左			
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)		黄色・ その他の色 ( )	
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		大きさ ( × ) cm	
備考					

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注4)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く

## 2 団地内広場（住宅開発団地に設ける広場）

住宅開発団地に広場を設ける場合			チェック		整備概要
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘	
広場	[4公園]に定める基準に準じる。※1	[4公園]に定める基準に準じる ※1			
備考	※1 内容については、特定施設整備項目表の【公園】により確認する。				